

中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中の**ゴシック体**の部分は、前回（第 15 回）審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について

項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
事業計画	研究所員の自動車使用を厳しく制限しているが、戸塚駅から遠く、夜遅くまで勤務することもあると思うので、電気自動車などの対策も考えてはどうか。 [9/14 審査会]	その点は検討したが、夜間遅くの車通勤は危険が伴う可能性もあるので排除した。仕方がない場合は、許可を得た上で、車で通勤する形を取りたい。駅から 10 分程度はそれほど遠い距離ではないので、このような運用で進めたいと考えている。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
	【審議での指摘事項等】 研究所員の自動車使用制限に関する指摘は、戸塚駅から現地まで夜は結構暗く、女性研究員が歩くのはいかななものかと思うので、車の質を高める方向がいいかと考えて述べた。事業者の考えがあるので、これ以上は指摘しないが、実現可能性が高い方にした方がいいのではないか。 [9/14 審査会]	—	審議内容を事業者に申し伝えた。
	停電になった場合、自家発電により安全対策を全て賄うことができるのか。 [9/14 審査会]	自家発電により、重要なポイントは 72 時間、重油で対応できる。都市ガスが止まらなければ、コージェネレーションシステムにより発電できる。安全対策はできると考えている。また、主要建物はほとんど免震構造とし、震度 7 でも壊れないよう設計している。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
	意見書を踏まえて何か計画を見直すことはないということだが、まだ十分な理解を得られていない状況で、それを全て払拭するのは難しいと思うが、その努力が求められていると思う。 [10/31 審査会]	承知した。 [10/31 審査会]	説明済 [10/31 審査会]

事業計画	「周辺住民の理解を得る努力が求められている。」という指摘に対して、事業者は「承知した。」とあるが、事業者がまだ説明する余地があるのか。 [12/11 審査会]	【事務局が回答】 事業者を確認する。 [12/11 審査会]	補足資料 8 で 説明済 [1/29 審査会]
	アセス手続とは別に説明を十分にし、理解を得る努力が必要であるという指摘であった。審査会としては、要望しかできないが、どのように行っていくつもりか、事務局から確認すること。 [12/11 審査会]		
	【意見聴取後の指摘事項等】 意見陳述人 A さんが三点の提案（①集合住宅に隣接する 3 つの研究棟高さを 15m にする、②環境アセスメント技術マニュアルに則ったフォトモンタージュを作成する、③緑道からのイメージ図を修正する）をされて、意見陳述人 B さんが「なぜ東側敷地ではだめなのか、はっきりさせていただきたい」ということなので、この点について出来る範囲で回答していただきたい。 [1/15 審査会]	—	補足資料 5 ～ 7 で説明済 [1/29 審査会]
	【意見聴取後の指摘事項等】 建物配置については、用途地域の規制等がなされており、事業者は横浜市の建築部局との事前相談を踏まえて計画していると思うので、建築部局の考えを確認した方がいいのではないか。 [1/15 審査会]	【事務局が回答】 建築確認部署に確認したところ、横浜市に確認申請は出されていない。建築基準関係規定に抵触する計画内容でなければ、それ以上の指導は行わないと聞いている。 なお、開発事業調整条例の手続では、予定建築物等に関する事項を構想として地域住民に周知するが、建物配置や高さの詳細な指導は行わないとのこと。昨年 8 月に住民説明会を行い、現在手続中である。 中高層建築物条例の手続では、1/25 現在、手続は開始されていない。同条例は、アセス対象事業の場合、近隣住民等への計画説明等は適用除外となり、原則として指導は行わないと聞いている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]

事業計画	「将来の増築計画によって、何年も住民に工事影響が発生するため、将来計画用地は東側敷地に配置した」とのことだが、この増築計画は1回で建築されるものではなく、必要に応じて長期間に分散するという趣旨か。 [1/29 審査会]	必要な施設を必要な時期に建設することになるので、1棟ずつ建設する可能性が高い。そうすると、工事期間が非常に長くなるという趣旨である。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	東西を逆に配置しても無理だということを図で示した方が、周辺の方も分かっていたのではないかな。例えば、グラウンドを西側のどこかに持っていき、騒音や光害が出ない場所はないかなはどうか。 [1/29 審査会]	グラウンドは光害、騒音を考慮すると、東側のこの位置に作りたいと考えている。西側の研究棟を東側に配置した絵は難しい。また、東西の使い方に関して、事業者の視点は全く記載していない。住民の皆様のことから検討すると、東側にグラウンド、西側を早期に整備ということが一番良いと考えている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	東西の配置を考えたときに、どういことが生じて、どういことが障害となるかをまとめておいた方がいいのではないかな。 [1/29 審査会]	—	補足資料9で説明済 [2/14 審査会]
	この段階において、別の案の詳細な検討を求めることは難しいが、現計画と東西を入れ替えた場合について、定性的であれ、地域住民に対しても、事業者から見た場合にも、どういったメリットやデメリットが生じるのかを比較して説明すると良いのではないかな。審査会としては、計画の見直しや配置の入替といったことは言えないが、少なくとも理解を得られるような努力を更にする必要がある。 [1/29 審査会]	—	
	東西敷地の配置の決定に関しては、環境の視点だけでなく、事業者としての建物配置の利便性もはっきりと記載した方がいいのではないかな。 [1/29 審査会]	事業者視点を主張するのは少し問題かと思っていた。西側を創薬の研究の顔とし、東側は将来計画があるが、西側で創ったものを東側で育てていくというような敷地にしたいと考えている。道路や駅を総合的に考えて、企業目線ではあるが、こういう配置を考えた。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]

事業計画	建物配置については、事業者の立場と周辺に対する環境配慮とを全て合わせて総合的な観点から判断したと説明することが良いと思う。審査会の場で説明できないか。 [1/29 審査会]	検討する。 [1/29 審査会]	補足資料 9 で 説明済 [2/14 審査会]
	補足資料 9 により、東西敷地の土地利用計画について、総合的で多角的な観点からの説明となり、充実した内容になった。 [2/14 審査会]	—	
	西側敷地の西側道路は、現状よりも計画地寄りに付け替えるのか。 また、車道とマンションの間の緩衝帯のような部分全体が歩行空間となり、生活者の動線として日常的に使われるルートとなるのか。 [1/29 審査会]	現在の歩道を両側とも整備し、マンション前の歩道を現状から 2.5m に拡幅、その後 7 m の車道、そして計画地境界まで 2.5m の歩道を東西に渡って整備する。現況の万年堀を撤去した形で道路線形が大きく変わることになる。 マンション前が 2.5m の歩道となるので、マンションの方の日常的な歩道になる。横断歩道を渡れば、緑道側の歩道も活用できると思う。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	施設配置図によると、西側のマンション前の道路の北側の現状は丁字路だが、その車線を L 字型に付け替えるということか。 [1/29 審査会]	横浜市の計画に沿った形で配置した図であり、車線の付け替えは事業者の所掌ではない。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	【審議での指摘事項等】 住民の方々の生活道路になり得る道路の変更については、横浜市の道路計画との整合性を見て、道路環境の歩道側の整備を指示することも地域振興として重要であるので、市と事業者で調整することを期待している。 [1/29 審査会]	【事務局が回答】 承知した。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]

事業計画	補足資料5の図5-2(12)、研究棟西側のファサードの状況について、大きく3つのルーバーが見えるが、その隙間部分はガラス面なのか。 また、白で囲まれた部分の内側のグレーの部分がセットバックした壁面ということか。さらに、建物棟が3つ並んでいるが、その白い部分の間は抜けているということか。 [1/29 審査会]	建物の妻側はガラス面を採用している。図の若干黒いところは中側の奥が見えており、それ以外は反射しているところが見受けられると思う。 最上階の上部を10mセットバックするが、その部分の内側に入り込んだ外壁がグレーの部分である。5階フロアである屋上の設備を目隠しするような壁を作っている。なお、白い部分の間は抜けている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	補足資料7の図7-1(2)と図7-1(3)を比較すると、ルーバーの間の絵柄が違うが、どちらが正しいのか。これは窓が設置されているということか。 [1/29 審査会]	ルーバーではなく節状の外壁である。外壁間はガラスになっており、反射の映り込みによって、モニタージュでの見え方が変わっている。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	外壁のガラスは、内部が見えないものか。 また、外壁はガラス面が入るので、縦方向の壁面が空けてあるということか。 [1/29 審査会]	人が活動する4フロアの窓は透明である。見えの問題が生じた場合、ブラインドを設置しているので、視線制御が出来るよう配慮している。 ベージュの壁面は、のっぺらな立面にならないよう凹凸を少し付けている。50cmから10cmくらいの凹凸がガラス面の前に出ているように表現している。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	マンション側から見たときに、マンションの建物の色がガラス面に映るので、同じようなアースカラーとし、違和感がないようにしたということか。 [1/29 審査会]	配慮事項として、大きな面にならないよう、透明なところと表面の縦の節のところという形とした。時間帯や視線によっては、前の建物が映り込むこともあると思う。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	研究棟の形状について、マンション側を少し下げ、左右を小さくし、圧迫感を抑えるとのことだが、高さ26mというラインは、向かい側のマンションの屋根の上に相当するものか。 また、計画建物が一番高いところである白い壁面の高さでマンションが一番高いところは、ほぼ同じ高さなのか。 [1/29 審査会]	向かい側のマンションは高さ31mのものから20mのものまであり、一律ではない。 計画建物と31m相当のマンションでは、建物の高さでいうと同じかもしれないが、2mの盛土をするので計画建物の方が若干高いと思う。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]

事業計画	補足資料 7 の図 7-1 (3) で、防風植栽を含めた緑道のマウンドの高さとして、緑量感をどの程度見越しているのか。 [1/29 審査会]	この図は、2 m の盛土分が緑の範囲で示され、その上に高さ 31 m の研究棟が建っている立面を示した絵である。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	マウンドを 2 m とすると高木が小さく見えるが、どのくらいの規模の植栽を考えているのか。緑道の幅はどのくらいか。 [1/29 審査会]	フラットな部分もありつつ、スロープですりつけながら樹木を配置している部分もある。例えば、緑道の芝地の樹木では、樹高最大 4 m を想定している。緑道の幅は約 25 m である。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	保全措置としての緑道に対する影響という意味でも、将来どういう風に土地利用が変わるのかの情報を内部で可能な限り挙げ、東側と西側のその先の環境の状態をイメージできるような形で今後の住民の方への説明に臨んでいただきたい。 [1/29 審査会]	<u>将来用地は今回の事業で整備するものではなく、計画はまだ決まっていない。あくまで想定だが、西側敷地の将来用地には最大で研究エリア W-05 の大きさのものが建つ可能性があり、東側敷地には開発の研究施設が連なる可能性がある。</u> [2/14 審査会]	説明済 [2/14 審査会]
事業計画 (浸水関連)	雨水流出抑制槽に屋根やアスファルト舗装の水が流れ込むのであれば、アスファルト舗装をそのままとせずに草地として管理し、土壌の部分で流出を吸収してあげるといように、植栽をうまく使ってオンサイトの流出を減らすことを検討しているか。 [9/14 審査会]	グリーンインフラを採用できないか、全面アスファルト舗装が治水の意味で良いのかなど、現在検討している。もう少し時間をいただき、前向きにいい方向で報告できればと思っている。 [9/14 審査会]	補足資料 1 で説明済 [11/28 審査会]
	グリーンインフラの検討は、詳細が明らかになったら報告すること。 [9/14 審査会]	—	
	グリーンインフラについて、緩衝量のある程度予測することができると思う。現状の調整池に対してどれだけの機能を持つかを示すことができるのか。 [10/31 審査会]	まだ正確な数字ではないが、現在のところ、西側敷地で約 600 トン、約 10% の流出抑制槽の強化につながるのではないかとこの見込みまでたっている。もう少し正確に設備を検討して、報告したいと思う。 [10/31 審査会]	補足資料 1 で説明済 [11/28 審査会]
	集水の仕方がポイントなので、地形をうまく活かして、高い側からより浸透貯留できるレイアウトや地下空間の確保ができれば、少しずつ緩衝量を確保できると思う。断面の詳細な検討をし、調整池以外の部分でいかに緩衝できるかを詰めてもらいたい。 [10/31 審査会]	—	

事業計画 (浸水関連)	地下水位が高いということで、基盤下の部分でボリュームが取れないということはその通りだと思うが、植栽周りの部分で貯留することは検討されたのか。 [11/28 審査会]	計画地は浸透不適地であり、すべての排水施設に浸透施設を設けることは、開発申請の許可上、困難である。植栽地の中で最大限努力することで計画している。 [11/28 審査会]	説明済 [11/28 審査会]
	人工地盤として改良するということはなく、あくまでも自然地盤上の改変、緑地化という考え方で計画されているのか。 [11/28 審査会]	この緑道は、緑化基準の緑地面積としての算入も期待しており、高木を植える場合は客土厚 1.5m の植栽基盤という条件があるので、植栽基盤を兼ねたものとする必要がある。地下に構造物の雨水流出抑制槽も入っており、人工地盤上の植栽地として認められるような客土厚 1.5m、その中に地下水を避けて 40cm の面的な貯留層を最大限設ける計画である。 [11/28 審査会]	
	基盤層の下は、枠で囲まれている訳ではなくて、地盤と連続している構造になっているということか。 [11/28 審査会]	そうです。 [11/28 審査会]	
	内水氾濫シミュレーションの考察で、西側エリアの緑道の高さを道路路面と同一にしたので緑道に水が流れ込むとあるが、緑道に流れ込んだ水は外にいかない想定ということか。 [9/14 審査会]	緑道の高さレベルを隣接道路と同じにして、排水溝を作り、道路や緑道の雨水を雨水流出抑制槽に流れるようにしたいと考えている。緑道の一部にグリーンインフラを検討しながら、治水に努力していきたいと考えている。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
	緑道の水も雨水流出抑制槽に入るということでよいか。 [9/14 審査会]	そうです。 [9/14 審査会]	
	内水氾濫シミュレーションの解析手法や条件設定は、横浜市の公開データと同様の結果が得られることを確認した上で盛土の影響等を解析しているので、手順はしっかり取り組まれている印象を受けた。盛土により流入しなくなった水について、解析の結果では他所に悪影響を及ぼさないとのことだが、結局その水はどこにいったのか。 [9/27 審査会]	横浜市のハザードマップを作った専門会社に依頼し、下水道の条件やレベル等を全てデータとして入れた上で、盛土と都市計画道路の条件を設定して解析した。専門会社のコメントでは、地盤が高くなることと都市計画道路が高くなること、東西の敷地にそれぞれ約 6,000 トンの雨水流出抑制槽を作ることにより、この付近での水があふれにくくなるということである。これは雨水流出抑制槽を介しながら下水道への負荷を軽減することで、その結果として、この近隣地域には盛土の影響が出てこないというコメントであった。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]

事業計画 (浸水関連)	説明会で住民の方から「昨今の豪雨や台風を踏まえ、雨量の前提を変えた方がいいのではないか」という御意見があった。想定外の水害が起こった場合について、この事業によって悪化させているわけではないことを解析的に示すことはできるか。例えば、30年に1回の確率の降雨量(76.5mm/h)より大きい雨量で計算し、盛土の影響を検討する余地はあるのか。 [9/27 審査会]	現状では解析結果と比較できるデータがハザードマップの76.5mm/hしかないので、その降雨量の時に本事業はどう影響するかをシミュレーションした。例えば100mm/hとすれば、当然これよりも水位が上がってくると思うが、それと比較するデータがないので、降雨量を増やしたシミュレーションを行う予定はない。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	住民の方の感情を考えると、色々な条件の雨が降る可能性があるもので、検討しておいた方が周辺の住民の方も安心されると思う。横浜市と同様の結果が再現できるこの解析を用いれば、もっと激しい雨が降った場合の盛土の影響は、立地条件が変わるわけではなく、水の入る境界条件が変わって解析するだけなので、一応検討出来る気がするが、それは難しいか。 [9/27 審査会]	検討や専門会社への依頼は、お金がかかるが難しくはない。ただし、その結果が盛土の影響かどうかは、盛土をやらない評価もしないと分からず、両方の条件を併せてやらないといけないので、まず76.5mm/hの比較を提示して説明した。 [9/27 審査会] 改めて考え方を精査したが、コストの問題ではなく、意見書に対する事業者の見解※のとおり、一企業が条件を設定し、シミュレーションを実施することは、正確性に乏しく、社会的な影響を与えるおそれがあるため、実施が困難であると考えている。 [10/31 審査会]	説明実施 [9/27 審査会] 説明済 [10/31 審査会]
	住民説明会で浸水に関する説明をした際、住民の方々の反応はどうだったか。概ね仕方がないという反応をいただいたのか、盛土がすごく心配であるという反応をいただいたのか。 [9/27 審査会]	理解していただける方もいたが、盛土による水害が発生するのではないかという御心配を持たれている方もいて、事業者の説明では不安が払拭できるような状況ではなかった。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	御意見を出された住民の方はまだ納得されていないようなので、事業を進めていく上でどう影響するか少し懸念されるがどうか。 [9/27 審査会]	シミュレーションの結果を繰り返し御説明することしかないと考えている。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	事務局はどう対応すべきと考えているか。 [9/27 審査会]	【事務局が回答】 準備書に対する意見書を募集している期間なので、その内容も踏まえ、検討していただければと考えている。 [9/27 審査会]	

事業計画 (浸水関連)	補足資料4の手法については、横浜市のハザードマップと同様の結果が出せるということから、妥当だと判断する。都市計画道路の設計変更があった場合に、この事業が周辺環境に影響を及ぼすかということについてはおそらく懸念はないと解析から判断した。 [12/11 審査会]	—	補足資料4で説明済 [11/28 審査会]
	【審議での指摘事項等】 横浜市は、災害時の設定水位といった前提条件を随時見直すと思うが、ハザードマップを見直す機会はどのタイミングか。現在のものをしばらく使っていくということか。 [9/27 審査会]	【事務局が回答】 今のところ更新することは聞いていない。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	「横浜市下水道事業中期経営計画2018」について、事務局から補足説明はあるか。 [10/31 審査会]	【事務局が回答】 この中期経営計画は、今後4か年の下水道事業の進め方をあらかじめ計画して公表するものである。 戸塚地区においては、下水道の整備水準が現在 50mm/h までの対応しかできていないので、60mm/h の整備を計画的に進めていく地区として、この計画の中で位置づけている。 [10/31 審査会]	説明済 [10/31 審査会]
	今後4年間で、60mm/h の整備が完了する予定ということか。 [10/31 審査会]	【事務局が回答】 大変大規模な工事になりそうなので、着手はするが、完了は4か年以降になる見通しである。 [10/31 審査会]	
	内水と外水ははっきりと分けることが必要だと思う。内水に関しては、敷地内から出る雨水と敷地外から管で繋がって入ってくる雨水が、周辺においてどのような割合を示すことができるのか。 [10/31 審査会]	データを持っていないので、検討できるかどうかは別として、これから調査したいと思う。 [10/31 審査会]	補足資料3で説明済 [11/28 審査会]
	量よりも割合というか、どの程度の貢献ができていくかに関する説明の仕方が重要だと思う。 [10/31 審査会]	—	

事業計画 (浸水関連)	この雨水流出抑制槽の余剰分について、例えば補足資料4の結果では外部から入ってくる水の増加分は含まれておらず、余裕のところに外部からの水がさらに入ってくるということなのか。 [11/28 審査会]	緑道並びにエントランス付近は、地盤レベルを道路とほぼ同じ高さになっているので、仮に大雨が降ってそこが溢れてくると、当然敷地内に流れてくる。その雨は、最終的には先ほど言った余裕のところに入り、流れていくということになるので、外部から侵入する水もある程度考慮している。 [11/28 審査会]	説明済 [11/28 審査会]
----------------	--	---	--------------------

■環境影響評価項目について

項目	指摘、質問事項等	事業者側の説明等	取扱い
生物多様性	コチドリの環境保全措置として東側敷地（将来用地）のアスファルト舗装の角部分に砂利敷を設ける計画だが、この様な砂利敷にコチドリは来るのか。東側敷地の盛土の法面の舗装部分を草地とし、これに連続するように砂利敷の環境を増やすというような、景観的に配慮した保全措置も考えられるのではないか。 [9/14 審査会]	芝生にするかどうか等も含め、検討していく。 [9/14 審査会]	補足資料2で説明済 [11/28 審査会]
	アスファルト舗装は、温熱環境に対する影響も大きいので、ネガティブなものを出来るだけ減らした暫定空間を確保すること。 [9/14 審査会]		
	コチドリは植物が生えた環境には適さず、裸地状態が一番良い。空間の規模等を勘案し、専門家に相談してベストな方法を検討すること。 [9/14 審査会]	草丈が長いとコチドリは寄ってこないこと等、御指摘は認識している。詳細計画に生かしていければと考えている。 [9/14 審査会]	補足資料2で説明済 [11/28 審査会]
	補足資料2で説明された砂利敷の設置場所がテニスコートの脇と考えられるが、可能であれば、人の動きから離れた位置に設けると、コチドリは安心して繁殖活動ができる。位置を工夫することは可能か。 [11/28 審査会]	テニスコートは雨水流出抑制施設にもなっているので、その位置はかなり下がっている。テニスコートから見ると高台になっており、2mくらいの高さがある。将来、一番遠い時期に工事を行う場所なので、営巣の場所を移動しなくてもよい場所ということで、配慮した。 [11/28 審査会]	説明済 [11/28 審査会]
	2mくらいということは、人の頭の上という位置関係になるということなので、この位置で大丈夫かと思う。将来のことも考えて設置場所を検討しているということを承知した。 [11/28 審査会]	—	

大気質	浮遊粒子状物質の予測値について、建設機械の稼働による予測値と工事用車両の走行による予測値に対し、それらを合算した予測値が異なっている理由は何か。 [9/14 審査会]	建設機械の稼働による影響と工事用車両の走行による影響をそれぞれ単体で予測した結果に対し、それらを合算した予測結果を示している。方法書段階で、合算した影響を検討するよう市長意見があった。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
	建設機械の稼働による予測値と工事用車両の走行による予測値の範囲から取ったのではなく、それらを合算したものを新たに予測したということか。 [9/14 審査会]	道路沿道の予測地点 1～6 の道路断面で予測したものに対し、建設機械の稼働による影響の等濃度線の予測結果を重ね合わせて、合算すると、このような予測値になるということを検証した。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
	工事用車両の走行による影響 0.011mg/m³ に対し、建設機械の稼働による影響を合算すると、0.012mg/m³ となるのは正しいのか。 [9/14 審査会]	0.011mg/m³ に対し、0.012mg/m³ ということで、その値の差分だけ建設機械の稼働による影響が加わっている。 [9/14 審査会]	
騒音	工事中の騒音の予測値について、地点 3 で 6 dB、地点 4 で 3 dB の上昇とあるが、3 dB だと交通量が 2 倍に、6 dB だと 4～5 倍くらいに現状から増えるのではないか。3 dB 上昇だと敏感な人はうるさいと感じ、6 dB 上昇では明らかに住民はうるさいと感じると思う。改善し、せいぜい 3 dB 上昇くらいに抑えること。 そのためには交通量を減らすしかなく、地点 3 に工事用車両の出入口があるので、他の出入口を使うなどした方がよい。地点 3 には住居があるようなので、6 dB 上昇はもう少し考えた方がよい。 [9/14 審査会]	御指摘の予測値は、建設機械の稼働による騒音レベルと工事用車両の走行による等価騒音レベルを合算したものであり、工事用車両が倍になるという状況ではない。 工事用車両の走行による影響の予測地点 1～6 に対し、建設機械の稼働による影響の等騒音線（準備書 P.6.5-19）を重ね、各地点での騒音レベルを合成した場合に何 dB になるかを予測したので、工事用車両と建設機械の複合影響となる。 予測結果はピーク時のものであり、それ以外の期間ではより影響度が下がってくるかと思うが、結果を踏まえ、騒音・振動の環境保全措置により影響の低減に努めてまいりたいと考えている。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
	建設機械の稼働による騒音は、場所によっては大きくなるが、一番音が大きくなるときに予測値くらいであると、1 週間や 10 日程度の範囲であれば、事前に工事説明をすれば我慢できる範囲かと思う。説明を丁寧にする事。 [9/14 審査会]	承知した。 [9/14 審査会]	

振動	振動は、騒音と違い 50dB を超えると明らかに迷惑感を感じる。地点 3 と地点 5 の予測値が 51dB なので、振動の苦情が出るかもしれない。 振動を抑えるには工夫が必要だが、路面やマンホールへの工夫が考えられる。50dB を超えた箇所は工夫した方がいいのではないか。 [9/14 審査会]	予測結果はピーク時のものであり、それ以外の期間ではより影響度が下がってくるかと思うが、結果を踏まえ、騒音・振動の環境保全措置により影響の低減に努めてまいりたいと考えている。 [9/14 審査会]	説明済 [9/14 審査会]
安全	RI 実験室の放射線量をモニタリングしているという説明だが、「公開してほしい。」という住民意見がある。モニタリングした結果は公開するのか。 [10/31 審査会]	放射線量については常時モニタリングしているが、基本的に、異常値が出た場合には届出をする形になると思う。住民から要望が出ていることについては、今後、RI に限らず、戸塚区とも調整しながら、どのように示していくのがよいか調整したい。 [10/31 審査会]	説明済 [10/31 審査会]
	「扱う生物に変更がある時は、近隣に対して説明を行う必要性も感じる。」という住民意見に対して、事業者の見解は、「生物種の変更の場合には、安全管理が徹底できるようにする。管理基準の変更が必要な場合は近隣の皆様に説明する。」とあるが、生物種の変更の際に説明をするということはここには示されていない。どう考えているのか。 [10/31 審査会]	管理基準を変更しない細かなところを一つ一ついうことは、日々の研究環境の変化から難しい。きちんと管理していく上で基準を変更しなければならないような、例えば感染症法で定義されているような生物を扱うとか、これまで扱わないと決めていたものを扱うときは、地域の皆様に説明し、それからの運用としていきたいと考えている。 [10/31 審査会]	説明済 [10/31 審査会]
	RI に関しては、管理体制が機構図として、しっかり記載されているが、他の動物、化学薬品や遺伝子改変された動物については、管理者の位置付けが見当たらなかった。重要なことは、管理者をトップにした責任体制であって、研修をしたり、管理をする体制が示されていることが必要である。こういったことが環境に影響を与える可能性があるので、配慮していただきたい。 [11/28 審査会]	準備書 6.9-35 ページから、図 6.9-2, 4 で遺伝子組換え実験と実験動物の管理体制をそれぞれ示している。化学薬品については図表を用意していないが、全て研究本部長が研究の管理のトップであり、責任を持つという体制を敷いている。教育研修については、専門的な要素が加わるので、研究本部長の下につけているそれぞれの委員会が研修や教育を担当し、従事者に対して研究実施の安全管理の徹底を進めていく形になっている。 [11/28 審査会]	説明済 [11/28 審査会]

安全	化学薬品だけがそのような機構になっているか。 [11/28 審査会]	研究本部長を最高責任者とした管理体制をとり、その下に各基本組織というものがある。その各基本組織長を責任者として、その下に実験従事者が位置付けられている。こちらは職制を通じて教育研修等を行うので、この基本組織長が、各組織で責任を持って、教育研修を行っていくということになる。また、記載はしていないが、事業所全体で労働安全衛生という形でも、安全衛生をしっかりと管理していく。 [11/28 審査会]	説明済 [11/28 審査会]
	この管理体制等が十分に記載されている必要があり、もし問題があった場合には公表するというような姿勢を見せていくことが重要である。そのため、一部が書いていないというのではなく、全部に渡ってそのような配慮を慎重にやっているということが求められると思う。 [11/28 審査会]	なるべく細かく追記する。 [11/28 審査会]	説明済 [11/28 審査会]
	評価書の段階で記述を充実させること。 [11/28 審査会]		
景観	【意見聴取後の指摘事項等】 カメラの焦点距離が 14mm 又は 20mm で作成されたフォトモンタージュについて、環境アセスメント技術マニュアルに則ったものを作成すること。 [1/15 審査会]	—	補足資料 5 で説明済 [1/29 審査会]
	【意見聴取後の指摘事項等】 緑道内イメージ図（準備書 P. 6. 11-35 の図 6. 11-5）の消失点が 1 つに見えないことについて、説明すること。 [1/15 審査会]	—	補足資料 6 で説明済 [1/29 審査会]

景観	緑道内イメージ図（準備書 P. 6. 11-35 の図 6. 11-5）において、マンション前の道路、マンション及び計画建物の奥行き方向のラインが平行であれば1つの消失点で交わるはずだが、図では異なる消失点となるように見える。このような描き方をすると、計画建物の高さが少し低めに見えるような絵になるのではないか。 [1/29 審査会]	この絵は消失点が複数あるような形で描いている。この絵を消失点1点で描くと、周縁部が引き伸ばされて歪みを生じるが、その歪みによる違和感が生じないように、表示内容を均質的に描く方法で表現した。3次元空間を2次的に描く手法として、イメージ図としては一般的な方法だと思う。絵描きさんがその場のイメージや雰囲気を伝えやすいように描いたものと御理解いただきたい。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	二点透視図や三点透視図であれば、実空間の平行なラインは一点に交わるが、絵画の描き方の場合はそれが1点に交わらなくても良いということか。 [1/29 審査会]	特に広角で描く場合、カメラと比較して、実際に人間の目で見える感覚とずれが出てくると思う。そうならないように、平面的に描いたものである。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	実際の目で見た形に近いようにということは分かるが、計画建物を意図的に低く描いていないかという住民の方の懸念についてはどうか。緑道内の公園は計画建物に一番近く、公共性が高い開かれた公園であるので、ここからのモンタージュ写真として建物の高さがイメージできることは重要である。 [1/29 審査会]	緑道イメージ図（準備書 P. 6. 11-35 の図 6. 11-5）は、建物の正確性というよりは、あくまでも緑道内部のイメージを示すことを目的としている。意図的に操作したものではない。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	【意見聴取後の指摘事項等】 計画地に比較的近い位置で計画建物を真正面から見る窓辺の視点場を設定し、どのように見えるのか検証できるようにフォトモンタージュを作成した方がいいのではないか。 [1/15 審査会]	【事務局が説明】 技術指針では、基本的には主要な眺望地点としています。個人宅というよりは、公園など、地域住民の方が比較的多く使う所を選定することになっています。 [1/15 審査会]	説明済 [1/15 審査会]
	【意見聴取後の指摘事項等】 意見陳述人は6階又は9階にお住まいだが、1階や2階の方を考慮すると、相当整合性を取る必要があると思う。圧迫感がないとする基準を審査会が示すとなると、あらゆる視点から検討することになり、建物が建てられなくなるということにもなりかねないのではないか。 [1/15 審査会]		

景観	【意見聴取後の指摘事項等】 圧迫感を懸念する意見に対し、何らかの対応ができないか検討すること。 [1/15 審査会]	—	補足資料 7 で 説明済 [1/29 審査会]
	西側のマンション下の歩行者が通行する道路から計画建物を真正面に見たモニタージュ写真はありますか。 [1/29 審査会]	西側のマンション前の道路から見た地点はない。おそらく人間の目のレベルだと、緑道あたりとその奥に少し研究棟の建物が見えてくるというような見方になるかと思う。 [1/29 審査会]	説明済 [1/29 審査会]
	マンション住民だけでなく、通行する歩行者もいるので、西側のマンション前の道路から真正面に見たモニタージュ写真を追加した方がよい。審査会に提出できないか。 [1/29 審査会]	今後検討するが、CG による完成形のイメージ図を評価書に掲載する。また、審査会に補足資料を提示する。 [1/29 審査会]	補足資料 10 で 説明済 [2/14 審査会]
	補足資料 10 の CG イメージは、真正面を水平に見た視点のイメージであり、正直に作っていると思う。この図で建物の上端が見えないことにより、建物の高さが問題になるとは感じられない。 日影の影響という観点からも、配慮されていると思う。 [2/14 審査会]	—	
	環境影響評価の場合は、私権としての眺望権と本事業との調節をする場ではない。一般的な視点から眺望や景観を検討する場であると考えている。その観点から、補足資料 10 の説明により、景観への配慮や眺望の変化をある程度理解できたと感じている。 [2/14 審査会]	—	
	植栽の最終形としてどのくらいのボリューム感を維持するのが重要である。一般的な高木でも、ボリュームにより本数が変わってくるので、実態に合わせて CG を作成したものを見せていただきたい。 [1/29 審査会]	技術指針では予測時期を原則として工事完了直後としているので、これに合わせて景観モニタージュ等を作成してきた。工事完了直後と 5 年、10 年経ったときのイメージが分かるようなものを検討し、評価書に掲載したいと思う。 [1/29 審査会]	補足資料 10 で 説明済 [2/14 審査会]

景観	緑道イメージについて、緑化空間の保全措置としての質を表現するビジュアルがあってもいいのではないか。竣工時の状態に加え、リアリティのある保全措置としての緑道の作り方を補足すると良い。 [1/29 審査会]	補足資料6の緑道イメージ図は、将来形を想定した描き方としている。竣工直後ではなく、葉の茂り具合の密度が高まり、緑が豊かになった状態をイメージしたものである。緑道の作りこみ方に関しては、単一的な緑地ではなく、疎のところ、密のところのバランス感に変化をつけながら、緑道の設計を進めている。評価書に追記したいと思う。 [1/29 審査会]	補足資料10で説明済 [2/14 審査会]
	補足資料10の緑道イメージ図で、見た目の印象だが、公共の建物に近いような緑道が広く確保されており、配慮されていると感じた。 [2/14 審査会]	二	

■ 手続等について

項目	指摘、質問事項等	事業者側の説明等	取扱い
手続	説明会で市民の方からの質問に対し「横浜市にお伝えします」という事業者の回答があったようだが、横浜市の見解は出ているのか。例えば、土管については、どのような処理になるのか。 [9/27 審査会]	【事務局が回答】 事業者が横浜市に質問内容を伝えた後、横浜市から市民の方に対し、見解を返すという手続は、環境影響評価の手続上はない。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	市民の方から、その後どうなったかという問合せは来ないのか。なければ良いが、うやむやになるのは良くないのではないのか。 [9/27 審査会]	【事務局が回答】 この件に関しては、今のところ、問合せは来ていない。横浜市は市民の方からの御意見を聴くシステムを設けているので、そちらに来れば横浜市の見解を回答できる。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	それは公表されるシステムなのか。 [9/27 審査会]	【事務局が回答】 まずは市民の方に回答した後、御意見のタイトル等の内容を公表するシステムとなっている。 [9/27 審査会]	説明済 [9/27 審査会]
	【意見聴取後の指摘事項等】 意見陳述人が用いた説明資料は公開するのか。 [1/15 審査会]	【事務局が説明】 当該資料は、意見陳述を行う際の説明用の補足的なものであり、一般の方の御意見なので公開せず、会議録として意見陳述の内容を公開するものと考えています。 [1/15 審査会]	説明済 [1/15 審査会]

手続	【意見聴取後の指摘事項等】 意見陳述人 A さんがスライドを用いて説明されたので、会議録の作成に当たっては、その趣旨が伝わるように、このような資料を指しながら等の補足を追記することはできるか。 [1/15 審査会]	【事務局が説明】 会議録を読んだ際に分かりづらいうであれば、表現を工夫します。 [1/15 審査会]	説明済 [1/15 審査会]
----	--	---	------------------------------

■審議での審査会委員の御意見について

項目	御意見
事業計画 (浸水関連)	最近では気象条件が過激になってきており、それが常態化しているという背景のもとに、今後、審査会として、どのように議論していった方がいいのか考えなければいけない。 [9/27 審査会]
	事業を始める前の段階で、お金がかかることや、企業なのでコストや時間を考えなければいけないことも分かるが、どのレベルでやるのかはもう少し議論が必要ではないか。 [9/27 審査会]
	最近は何十年に一度の雨が頻繁に起こるので、横浜市がそれをどう捉えていくのかが、とても大事である。気象庁等と協議し、まず横浜市が全体としてどうするのか考えた方がいいのではないかな。その上で、個々の企業が対応するという形に進めざるを得ないのではないかな。 [9/27 審査会]
	恐らく事業者としては、法令上で求められることはやっており、それ以上のコストをかけて企業の信用を保つかという経営的な問題になるのではないかな。これに対し、審査会としては、法令上最低限のことをやってくださいという意見ではなく、それ以上のことをやってくださいと述べてもいいのではないかな。 [9/27 審査会]
	確認した限りでは、解析の信頼性はかなり高い。土木分野の専門家として言うのであれば、追加の解析は必要ないと思う。ただし、住民の方々に納得していない方がいることをどう捉えるか。議論があった方がいいのではないかな。 [9/27 審査会]
	準備書段階で指摘できるとすれば、事後のモニタリング体制をしっかり作ることではないかな。計器でモニタリングする体制を確保することや、その時に LCP、BCP の観点から協議するテーブルを確保することが考えられる。アセスだけで解決しきれないことを住民の方にも御理解いただき、物別れにならないことが一番大事なのではないかな。 [9/27 審査会]